

香美市告示第177号

「香美市建設工事等電子競争入札の取扱いについて」を次のように定める。

令和7年9月25日

香美市長 依光 晃一郎

# 香美市建設工事等電子競争入札の取扱いについて

## 第1 趣旨

この取扱いは、香美市建設工事等電子競争入札心得（令和7年香美市告示第176号。以下「電子入札心得」という。）に定める電子入札に関する事務手続きについて、必要な事項を定めるものです。

## 第2 電子入札について

### 1 電子入札

香美市が発注する建設工事（道路維持等の維持委託業務を含みます。以下個別の説明がある場合を除いて同じ。）及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）における電子入札は、入札情報の公表、入札参加者への通知、書類の提出、入札、開札、落札決定、入札結果の公表及び入札に関する一連の処理等を、インターネットを利用した通信及びコンピュータを利用した高知県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行います。

### 2 電子入札の実施

発注に当たって電子入札で行うこととした建設工事等の入札案件の入札は、電子入札システムを使用して行います。

### 3 電子入札システムの運用時間

（1）電子入札システムの運用時間は、次のとおりです。

運用期間	運用時間
月曜日から金曜日まで ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「閉庁日」という。）を除きます。	午前8時から午後8時まで

（2）電子入札システムの保守及び点検等のため必要が生じた場合は、電子入札システムの利用者（以下「利用者」という。）への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがあります。

### 4 通知の方法

（1）香美市からの通知は、原則として、建設工事等の入札参加資格審査申請書に明記された電子メールアドレスに電子メールを送信して行います。

（2）通知の電子メールを受けた利用者は、必ず電子入札システムで通知の内容を確認してください。なお、香美市に対して電子メールの受理や通知の内容の確認をした旨の連絡は不要です。

## 第3 電子入札の事前準備

### 1 ICカード（電子証明書）等の取得

（1）電子入札に参加するためには、香美市の建設工事等の入札参加資格決定通知書の交

付を受けるほか、電子証明書が記録された I C カード（以下「I C カード」という。）及び I C カードリーダーを取得する必要があります。なお、電子証明書の名義人は、代表者（支店、営業所等が委任を受けて電子入札を行う場合は、その支店、営業所等の長）でご用意ください。

(2) I C カードは、建設工場の電子入札用と、測量・建設コンサルタント等業務の電子入札用として、それぞれ個別に取得する必要があります。

## 2 電子入札システムの利用登録

(1) 香美市が発注する建設工事等の入札案件において電子入札システムを初めて利用する場合（登録済み事項の変更及び既に他団体のシステムを使用している場合を含む。）又は I C カードを新たに取得した場合には、電子入札システムで利用者登録を行ってください。

(2) 電子入札システムの利用者登録は、電子証明書を更新したときに改めて行う必要はありませんが、代表者の変更又は法人化若しくは許可庁の変更等に伴い、業者番号が変更されたときは、改めて行う必要があります。

## 3 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「J V」という。）として電子入札を行う場合は、代表構成員の I C カードを使用してください。J V としての電子入札システムの利用者登録を行う必要はありません。

## 4 I C カードに関する留意事項

(1) I C カードを紛失又は破損した場合には、I C カードの再発行を受けるまで入札に参加できません。このため、同一名義人の電子証明書が記録された予備の I C カードを準備しておくことを推奨します。

(2) 電子証明書の有効期限が切れた I C カードでは、電子入札に参加できません。有効期限が近づきましたら、早めに更新するようにお願いします。

## 5 ウィルス対策

(1) 電子入札システムを利用する場合は、コンピュータウィルスに感染しないように、ウィルス対策ソフトを導入するなどの対策を講じてください。

(2) ウィルス対策ソフトの種類は問いませんが、常に最新の定義ファイルを適用してください。

## 第 4 入札公告及び指名通知

### 1 入札公告

一般競争入札の公告は、電子入札システムで閲覧することができます。

### 2 指名通知

(1) 指名通知は、香美市から指名する者に対し、指名に関するお知らせを電子メールで送信し、指名を受けた者が電子入札システムで指名通知書を確認する方法で行います。

(2) 指名通知書には、入札に関する重要な情報を記載しています。お知らせの電子メールを受信したときは、必ず確認してください。

(3) 指名通知の受理又は指名通知書確認の有無については、香美市への連絡は不要です。

## 第5 一般競争入札の入札参加資格審査

### 1 一般競争入札参加資格確認申請

- (1) 一般競争入札において、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、香美市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年香美市告示第178号。以下「制限付一般競争入札実施要綱」という。）に定めるところにより一般競争入札参加資格確認申請が必要です。
- (2) 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（制限付一般競争入札実施要綱様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、電子入札システムにより香美市に提出してください。電子入札システムの「競争参加資格確認申請書提出画面」で申請書の電子ファイルを添付した上で、送信してください。
- (3) 申請書の様式の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができます。
- (4) 申請書の提出期間は、一般競争入札の公告に記載します。期限後の申請は受け付けませんので、必ず期限までに申請書を提出してください。
- (5) 申請書の内容により失格となることはありません。
- (6) 香美市に対して申請書の提出があったときは、直ちに電子入札システムにより受付の通知をします。この通知をもって、当該一般競争入札案件の入札参加者としての登録が完了します。

### 2 事後審査

- (1) 入札参加資格の審査は、事後審査方式の方法で行います。
- (2) 開札後、落札決定を一旦保留した上で、決定した落札候補者に対して落札候補者決定通知書（様式第1号）により落札候補者になった旨を通知します。
- (3) 落札候補者決定通知書は、電子メールにより送付します。
- (4) 落札候補者決定通知書を受領した落札候補者は、必ず香美市の契約担当者にその旨を電話で連絡してください。
- (5) 落札候補者決定通知書を受領した落札候補者は、入札参加資格の審査の確認のために必要な書類（以下「提出書類」という。）を、持参により香美市に提出してください。
- (6) 提出書類及び提出期限は、一般競争入札の公告に記載します。
- (7) 提出書類のうち作成が必要な書類の様式の電子ファイルは、香美市ホームページからダウンロードすることができます。
- (8) 当該落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、第12の規定により失格となります。
  - ア 提出書類を提出期限までに提出しない場合
  - イ 事後審査において入札参加資格があると認められなかった場合
- (9) 事後審査の結果、失格となった場合は、順次次点の入札参加者を落札候補者として決定します。

## 第6 設計図書の閲覧及び質疑応答

### 1 設計図書の閲覧

設計書、仕様書、図面、その他電子入札を行うために必要な書類（以下「設計図書」

という。)は、電子入札システムで閲覧することができます。

## 2 質疑方法

- (1) 設計図書の内容に対して質疑がある場合は、質疑書を作成し、電子メールにより香美市に提出してください。また、質疑書を添付した電子メールを送信したときは、必ず香美市の契約担当者にその旨を電話で連絡してください。
- (2) 質疑書の様式は任意ですが、第17に規定するWord文書形式又はExcelブック形式の電子ファイルとします。なお、PDF形式の電子ファイルに変換された質疑書による質疑、電子メールの本文に記載した質疑、FAX、電話その他電子メール以外の方法による質疑は受け付けません。
- (3) 質疑の受付期間は、一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名通知書にそれぞれ記載します。期限後の質疑は受け付けませんので、質疑がある場合は、必ず期限までに質疑書を提出してください。
- (4) 質疑の回答は、一般競争入札にあっては香美市ホームページに掲載し、指名競争入札にあっては指名通知先全員に電子メールで送信して行います。

## 第7 工事費内訳書について

- (1) 建設工事（道路維持等の維持委託業務を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札では、工事費内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費並びに設計書に掲げる各工種、種別及び細別に対応するものの各々の金額を表示したものをいいます。以下同じ。）の提出が必要です。
- (2) 工事費内訳書の様式（電子入札心得様式第2号をいう。）の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができますが、これに準じた任意の様式でも差し支えありません。任意の様式とする場合は、第17の規定により電子ファイルを作成してください。
- (3) 工事費内訳書は、一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名通知書にそれぞれ記載する入札期間内に提出してください。なお、提出する際の工事費内訳書の日付は、提出日を記載してください。
- (4) 工事費内訳書（電子ファイル）は、電子入札システムにおいて入札金額を登録する際に添付してください。このとき、工事費内訳書（電子ファイル）の容量が3メガバイトを超える場合は、添付することができません。この場合、工事費内訳書（書面）を香美市に提出してください。なお、工事費内訳書（書面）には、押印が必要です。
- (5) 工事費内訳書（書面）は、次により持参又は郵便で提出してください。
  - ア 封筒の表に入札参加者名及び入札案件名並びに開札予定日時を記載し、「工事費内訳書」と朱書きした上で、当該封筒に工事費内訳書（書面）を入れて封かんします。
  - イ 郵便により提出する場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒の表に「工事費内訳書在中」及び「親展」と朱書きした上で、当該封筒にアの封筒を入れて封かんし、必ず書留郵便により提出します。
- (6) 香美市に提出された工事費内訳書を差替え、又は訂正することはできません。
- (7) 当該入札を行った者が次のいずれかに該当する場合は、第12の規定により失格と

なります。

ア 工事費内訳書を提出していない場合

イ 工事費内訳書に記載された工事名が当該入札案件と異なる場合

ウ 工事費内訳書に記載された金額と入札金額が一致していない場合

エ イ及びウに掲げるもののほか、工事費内訳書に記載された内容が当該入札案件のものと特定できない場合（軽微な誤りを除く。）

(8) 香美市に提出された工事費内訳書は、開札後、落札決定を一旦保留した上で、その確認を行います。

## 第8 電子入札の方法等

### 1 電子入札の方法

(1) 電子入札により行う入札案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙入札方式による入札（入札書（電子入札心得様式第1号）による入札のことをいう。）は認めません。

(2) 電子入札は、一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書にそれぞれ記載する入札期間内に行ってください。

(3) 電子入札は、電子入札システムに入札金額を登録する方法で行います。

(4) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額としてください。また、入札金額に1円未満の端数を付すことはできません。

(5) 建設工事（道路維持等の維持委託業務を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札では、工事費内訳書の提出が必要です。工事費内訳書については、第7に規定する取扱いを確認してください。

(6) 入札金額の登録と合わせて、電子くじで使用する入力くじ番号を登録してください。なお、電子くじの取扱いについては、電子入札システムのトップページのリンク「電子くじについて」から、その仕様を確認してください。

### 2 電子入札の延期等

(1) 香美市は、次のいずれかに該当する場合には、電子入札を延期し、又は取りやめることがあります。

ア 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

イ 第16に規定する障害等が発生したとき（ICカードの紛失、破損又は使用機器の不具合等、入札参加者の責によるものを除く。）。

ウ 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 電子入札を延期し、又は取りやめる場合には、電子入札システムによりその旨を連絡します。また、既に申請書を提出された一般競争入札の入札参加者又は指名通知を行った指名競争入札の入札参加者に対しては、電話等の方法により個別に連絡を行います。

### 3 代理入札の取扱い

電子入札では、代理入札の取扱いはありません。

## 第9 紙入札方式による参加の取扱い

### 1 紙入札方式による参加を認める場合

発注に当たって電子入札で行うことを指定した入札案件においては、原則として、紙入札方式による参加を認めませんが、次のいずれかに該当する場合に限り、これを承諾するものとします。

ア 不測の事態により、事業者名、代表者等の変更による電子証明書の再取得手続が必要となり、そのために電子入札システムを利用することができなくなった場合

イ 第16に規定する障害等が発生し、電子入札システムを利用することができなくなった場合

ウ その他電子入札システムを利用することができないやむを得ない事由があると認められる場合

### 2 紙入札方式参加承諾願

(1) 電子入札システムを利用することができない入札参加者は、紙入札方式参加承諾願（様式第2号）を作成し、電子メール又は持参により香美市に提出してください。

(2) 香美市に対して紙入札方式参加承諾願の提出があったときは、紙入札方式による参加を認めるかどうかを審査し、その結果を通知します。なお、承諾の可否は、提出のあった当該紙入札方式参加承諾願に記載します。

(3) 香美市は、紙入札方式による参加を認めた場合には、その者を紙入札方式による入札参加者として登録します。

(4) 紙入札方式による入札参加者として登録された後は、電子入札は行えなくなりますが、登録までに電子入札システムなどによって既に提出された書類については、有効なものとして取り扱います。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請の取扱い

(1) 一般競争入札は、制限付一般競争入札実施要綱に定めるところにより一般競争入札参加資格確認申請が必要です。

(2) 紙入札方式による入札参加者は、申請書（書面）を作成し、香美市に提出してください。なお、申請書（書面）には、押印が必要です。

(3) 申請書（書面）の様式の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができます。

(4) 申請書（書面）の提出期間は、一般競争入札の公告に記載します。期限後の申請は受け付けませんので、必ず期限までに申請書（書面）を提出してください。なお、提出する際の申請書（書面）の日付は、提出日を記載してください。

(5) 申請書（書面）は、持参又は郵便で提出してください。なお、郵便により提出する場合は、封筒の表に「一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きした上で、当該封筒に申請書（書面）を入れて封かんし、必ず書留郵便により提出してください。

(6) 香美市は、申請書（書面）の受付の通知は行いません。

(7) 申請書（書面）の内容により失格となることはありません。

### 4 紙入札方式による入札方法

(1) 建設工事（道路維持等の維持委託業務を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札では、工事費内訳書（書面）の提出が必要です。

- (2) 入札書及び工事費内訳書（書面）には、紙入札方式による入札参加者の住所、事業者名及び代表者の職・氏名の記載及び押印が必要です。
- (3) 入札書に入札金額を記載する際は、入力くじ番号を併せて記載してください。
- (4) 入札書及び工事費内訳書（書面）の様式の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができますが、工事費内訳書（書面）にあってはこれに準じた任意の様式でも差し支えありません。工事費内訳書（書面）を任意の様式とする場合は、第17の規定により電子ファイルを作成してください。
- (5) 入札書及び工事費内訳書（書面）は、一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名通知書にそれぞれ記載する入札期間内に提出してください。なお、提出する際の入札書及び工事費内訳書（書面）の日付は、提出日を記載してください。
- (6) 入札書及び工事費内訳書（書面）は、次により持参又は郵便で提出してください。
  - ア 封筒の表に入札参加者名及び入札案件名並びに開札予定日時を記載し、「入札書」と朱書きした上で、当該封筒に入札書及び工事費内訳書（書面）を入れて封かんします。
  - イ 郵便により提出する場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒の表に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした上で、当該封筒にアの封筒を入れて封かんし、必ず書留郵便により提出します。
  - ウ 代表者以外の者が持参により提出する場合、代理入札としては取り扱いませんので、代理人の住所及び氏名の記載並びに押印は不要です。また、提出の際に、委任状の提示も不要です。

## 第10 入札の辞退

- (1) 一般競争入札にあっては一般競争入札参加資格確認申請をした後に、指名競争入札にあっては指名通知を受けた後において、それぞれ閲覧用の設計図書の内容を確認した結果、入札を辞退する場合には、電子入札システム又は持参により入札辞退届（電子入札心得様式第4号）を提出してください。
- (2) 入札辞退届の様式の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができます。
- (3) 入札を辞退されたときは、当該入札案件の入札に再び参加することはできません。
- (4) 入札を辞退されても、一度提出された関係書類は返却しません。
- (5) 電子入札（紙入札方式の入札参加者にあっては入札書による入札）を行わなかった者は、入札を辞退したものとみなします。
- (6) 入札を辞退し、又は辞退したものとみなされたとしても、これを理由として、その後の香美市との取引において不利益な取扱いを受けることはありません。
- (7) 電子入札（紙入札方式の入札参加者にあっては入札書による入札）を行った後は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の8第3項の規定により入札を辞退することはできません。香美市が発注する電子入札の入札案件においては、電子入札システムの「入札書取下申請書」の操作を絶対に行わないでください。

## 第 1 1 無効の入札

### 1 無効の入札

- (1) 電子入札心得第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。なお、無効は、当該入札行為の無効であり、再度入札には参加することができます。
- (2) 次のいずれかに該当する電子証明書の不正使用による入札は、電子入札心得第 1 0 条の定めにより無効となります。落札後、契約の締結までにその事実が認められた場合には、その者とは、契約を締結しません。
  - ア 電子証明書を不正に取得し、又は改ざんして行った電子入札
  - イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して行った電子入札（予め香美市の承認を得ている場合を除く。）
  - ウ その他電子証明書の不正使用と認められる行為を行った電子入札

### 2 同日落札数制限方式による電子入札の取扱い

- (1) 同一の開札予定日に行われる複数の入札案件について、複数の電子入札（紙入札方式の入札参加者にあつては入札書による入札）を行い、複数を落札した場合には、現場代理人及び技術者等の配置が困難となるおそれがあります。電子入札心得に定めるところによる同日落札数制限方式の電子入札の入札案件については、予め受注可能件数を届け出ることにより、その落札件数が受注可能件数に達した後に開札する入札案件の入札が無効となります。
- (2) 同日落札数制限方式による入札案件については、一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書にそれぞれその旨を記載します。
- (3) 同日落札数制限方式による入札案件に係る受注可能件数を届け出る場合は、受注可能件数届出書（電子入札心得様式第 3 号）を作成し、開札予定日の前日午後 4 時まで電子メール又は持参により香美市に提出してください。また、受注可能件数届出書を添付した電子メールを送信したときは、必ず香美市の契約担当者にその旨を電話で連絡してください。
- (4) 受注可能件数届出書は、同日に行われる同日落札数制限方式による入札案件に対する入札件数が受注可能件数を超える場合のみ提出してください。
- (5) 受注可能件数届出書の様式の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができます。

## 第 1 2 失格の入札

- (1) 電子入札心得第 1 1 条各号のいずれかに該当する者は、失格となります。
- (2) 失格となった入札参加者に対して入札失格通知書（様式第 3 号）によりその旨を通知します。
- (3) 失格となった場合には、再度入札に参加することができません。

## 第 1 3 開札

### 1 開札予定日時

- (1) 開札予定日時は、原則として、入札期限の翌日（翌日が閉庁日のときは、閉庁日以外の直近の日。以下同じ。）とします。一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札

にあつては指名通知書にそれぞれ明示します。

(2) 入札案件1件当たり開札時間は、同日に行われる入札件数を踏まえて設定します。

## 2 開札方法

(1) 開札は、香美市において入札執行者及び立会人1人以上で行います。

(2) 立会人は、原則として係長以上の役職の者が担当することとします。また、紙入札方式の入札参加者に係る入札書の開札については、入札事務に関係のない職員を立会人とします。なお、入札参加者については、政令第167条の8第2項の規定に基づき、開札に立ち会わせないものとします。

(3) 開札は、開札予定日時が到来した後、速やかに行います。

(4) 入札執行者は、開札にあたり、予定価格調書が入れられた封筒を開封し、予定価格調書に記載された内容を精査します。その後、立会人が予定価格調書に記載された内容を確認します。予定価格調書に不備がなければ、予定価格及び最低制限価格を電子入札システムに登録します。

(5) 紙入札方式の入札参加者に係る入札書については、開札時に入札執行者が入札書が入れられた封書を開封し、当該入札書に記載された入札金額及び入力くじ番号(任意の数字3桁)を電子入札システムに登録します。なお、登録の際、当該入札書に入力くじ番号の記載がなく、又は記載された入力くじ番号を判別することができないときは、入力くじ番号を「000」とするものとし、また、入力くじ番号の一部の桁に数字の記載がなく、又は記載された一部の桁の数字を判別することができないときは、その桁の数字を「0」と割り当てて得た数字3桁を入力くじ番号とするものとします。

(6) 電子入札システムにより開札し、全ての入札参加者の入札金額及び開札結果を確認した後、入札執行者と立会人がそれぞれ署名し、当該開札の結果を確定させます。

## 3 落札決定

(1) 一般競争入札における落札決定

ア 開札後、落札決定を一旦保留し、入札参加者に対して電子入札システム(紙入札方式の入札参加者に対しては電子メール)によりその旨を通知します。

イ 落札決定は、第5第2項に規定する事後審査を行った後、できる限り速やかに行います。

ウ 落札決定をしたときは、入札参加者に対して電子入札システム(紙入札方式の入札参加者に対しては電子メール)によりその旨を通知します。

エ 入札結果の詳細は、落札決定の翌日以降において電子入札システム(入札情報システム)に掲示する入札記録で確認することができます。

(2) 指名競争入札における落札決定

ア 落札決定は、開札後速やかに行い、入札参加者に対して電子入札システム(紙入札方式の入札参加者に対しては電子メール)によりその旨を通知します。

イ 入札結果の詳細は、落札決定の翌日以降において電子入札システム(入札情報システム)に掲示する入札記録で確認することができます。

## 4 くじの実施

(1) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子入札システムによるくじを実施し、落札者を決定します。

(2) くじは、原則として電子入札システムを使用する電子くじの方法により行います。

#### 5 開札の延期又は中止

(1) 開札を延期し、又は中止する場合には、入札参加者に対して電子入札システムによりその旨を通知します。

(2) 開札の延期を直ちに決定できないときは、無期延期とし、入札参加者に対して電子入札システムによりその旨を通知します。

(3) 開札を延期した後、正式な開札日時を決定したときは、入札参加者に対して電子入札システムによりその旨を通知します。

(4) 電子入札システム等に障害が発生し、入札参加者に対して電子入札システムにより開札を延期し、又は中止する旨を通知することができない場合には、電話等の方法で連絡します。

#### 6 入札の保留

香美市は、やむを得ない事由により入札又は落札決定を保留する場合には、入札参加者に対してその旨を通知するとともに、その後の取扱いを別途連絡します。

### 第14 再度入札

#### 1 再度入札の実施

(1) 再度入札は、最大2回（初度入札を含めると最大3回）まで行います。

(2) 初度入札で入札参加者全員の入札金額が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合には、第1回目の再度入札を行いますので、その旨を通知します。なお、初度入札を辞退し、若しくは辞退したとみなされ、又は失格となった者は、第1回目の再度入札に参加することができません。

(3) 第1回目の再度入札の入札期限は、原則として、初度入札の開札日翌日（閉庁日である場合は翌開庁日）の午前10時とし、入札期限後速やかに開札を行います。

(4) 第1回目の再度入札で入札参加者全員の入札金額が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合には、第2回目の再度入札を行いますので、その旨を通知します。なお、第1回目の再度入札を辞退し、若しくは辞退したとみなされ、又は失格となった者は、第2回目の再度入札に参加することができません。

(5) 第2回目の再度入札の入札期限は、原則として、第1回目の再度入札の開札日翌日（閉庁日である場合は翌開庁日）の午前10時とし、入札期限後速やかに開札を行います。

(6) 再度入札において、紙入札方式の入札参加者がある場合は、当該入札参加者による入札の所要時間を考慮した上で入札期限及び開札日を決定し、その旨を通知します。

#### 2 再度入札における入札方法等

(1) 再度入札の入札参加者は、第8第1項に規定する取扱い（紙入札方式の入札参加者にあつては第9第4項に規定する取扱い）に準じて、入札期限までに再度入札を行ってください。ただし、再度入札においては、工事費内訳書の提出を要しないものとします。

(2) 再度入札において、前の入札の入札金額よりも高い金額で入札をした場合は、当該入札は有効ですが、落札はしません。

### 3 入札の辞退

再度入札における入札の辞退は、第10に規定する取扱いに準じます。

### 4 無効の入札

再度入札における無効の入札は、第11に規定する取扱いに準じます。

### 5 失格の入札

再度入札における失格の入札は、第12に規定する取扱いに準じます。

### 6 開札

再度入札における開札は、第13に規定する取扱いに準じて行います。

## 第15 入札不調等の場合の取扱い

### 1 更改入札

(1) 入札不調となり、又は再度入札を行っても落札者が得られないときは、次のとおり、更改入札を行うことがあります。

#### ア 一般競争入札の場合

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直した上で改めて公告を行います。

#### イ 指名競争入札の場合

新たに別の入札参加者を指名します。ただし、香美市においては、入札の辞退により入札参加者が1者となったときは、入札を取りやめる取扱いとしているため、入札を辞退しなかった入札参加者を再度指名することがあります。

(2) 更改入札の入札参加者は、第8第1項に規定する取扱い（紙入札方式の入札参加者にあつては第9第4項に規定する取扱い）に準じて、入札期限までに入札を行ってください。

### 2 随意契約

(1) 更改入札を行うことが困難であり、又は更改入札を行っても落札者が得られないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約による契約を締結することがあります。なお、その際の随意契約における予定価格は、当該契約案件の入札時における予定価格によることとなります。

(2) 電子入札心得第19条第2項の規定により当該落札者の落札を取り消した場合には、政令第167条の2第1項第9号に基づき、随意契約による契約を締結する場合があります。ただし、当該落札者の落札金額と予定価格との差が大きい場合は、契約不調とし、更改入札を行うものとします。

(3) 随意契約による契約を締結しようとするときは、見積書を徴します。

## 第16 システム障害等の取扱い

### 1 入札参加者側に障害が生じた場合

(1) 香美市は、入札参加者側の障害の復旧が見込めず、電子入札を行うことが適当でないと認められる場合には、当該入札案件の入札方法を電子入札から紙入札方式による入札に変更し、又は第13第5項に規定する開札の延期を行うことがあります。

(2) 「入札参加者側の障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 天災による通信障害

イ 広域又は地域的停電

ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

エ 入札参加者の使用する機器に起因する通信障害

(3) 入札参加者は、入札参加者側の障害により電子入札を行うことができないときは、香美市に対してできる限り速やかにその旨を連絡してください。

## 2 電子入札システム又は香美市側の障害の場合

(1) 電子入札システム、その他香美市のシステム又は通信回線等に障害が発生し、香美市又は入札参加者が電子入札システムを利用することができない場合には、第13第5項に規定する開札の延期を行うことがあります。

(2) 障害の発生により、長期間において、電子入札システムを利用することができず、又は利用することができないおそれがある場合には、電子入札から入札参加者が指定の日時及び場所に出向いて入札する方法に移行する場合があります。

## 3 コンピュータウィルスの感染が確認された場合

(1) 香美市において、コンピュータウィルスの感染が確認された場合には、直ちに作業を中止し、ウィルス駆除等の処理を行います。

(2) コンピュータウィルスの感染により、長期間において、電子入札システムを利用することができず、又は利用することができないおそれがある場合には、電子入札から入札参加者が指定の日時及び場所に出向いて入札する方法に移行する場合があります。

## 第17 電子ファイルの取扱い

### 1 電子ファイルの作成方法

香美市に提出する書類（電子ファイル）は、次のいずれかのファイル形式により作成してください。ただし、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意してください。

ア Microsoft Wordで作成する電子ファイル

Word文書形式（拡張子. docx）又はWord97-2003文書形式（拡張子. doc）

イ Microsoft Excelで作成する電子ファイル

ブック形式（拡張子. xls）又はExcel97-2003ブック形式（拡張子. xls）

ウ PDF形式（拡張子. pdf）の電子ファイル

エ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式の電子ファイル（必ず事前に協議することとします。）

2 香美市に提出する書類（電子ファイル）は、最新の定義ファイルによるコンピュータウィルスのチェックを行ったものを提出してください。

## 第18 指定の日時及び場所に出向いて行う入札

(1) 香美市は、長期間において、電子入札システムを利用することができず、又は利用することができないおそれがある場合であって、電子入札から入札参加者が指定の日

時及び場所に出向いて入札する方法に移行することとしたときは、入札参加者に対して電話等の方法によりその旨を連絡します。

- (2) 指定の日時及び場所に出向いて行う入札は、香美市競争入札心得（令和7年香美市告示第175号）に定めるところにより行います。なお、この入札方法において、代理入札を行うときは、委任状が必要となります。

#### 第19 入札書及び入札記録の公文書としての取扱い

- (1) 電子入札システムに入札金額を登録する際、画面上に「入札（見積）書」の様式が表示されますので、入札参加者は、これを印刷することで登録した入札金額を確認することができます。
- (2) 「入札（見積）書」は、香美市が入札参加者から個々に受け取るものではありません。
- (3) 落札決定は、電子入札システムに登録された各入札参加者の入札金額が記載される入札記録（公表時と同様のもの）により確認して行います。
- (4) 電子入札の入札案件においては、「入札（見積）書」ではなく、入札記録を公文書として取り扱います。ただし、紙入札方式により参加した入札参加者の入札書については、公文書として保存します。

#### 第20 問い合わせ先

- (1) 電子入札システムの操作に関すること

高知県電子入札共同利用システムヘルプデスク【ナビダイヤル】

(TEL) 0570-023-888

(FAX) 0570-200-935

(メールアドレス) helpdesk-kochi@msk1111.co.jp

(受付時間) 平日9:00~17:15 ※12:00~13:00を除く。

- (2) 電子入札事務の取扱いに関すること

香美市管財課契約班

(TEL) 0887-53-3113

(FAX) 0887-53-5958

#### 附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

様

香美市長

落札候補者決定通知書

下記入札案件について、あなたを落札候補者として決定しました。  
つきましては、下記により提出書類を提出してください。

記

1 入札件名等

(1) 入札件名

(2) 開札年月日

2 提出書類

上記入札件名に係る一般競争入札の公告に記載する提出書類

3 提出方法

持参

4 提出期限

上記入札件名に係る一般競争入札の公告に記載する提出期限

紙入札方式参加承諾願

1 入札件名	
2 電子入札システムでの参加ができない理由	

上記入札件名は、電子入札の対象案件ではありますが、上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日  
住 所  
氏 名

香美市長 様

備考

- 1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入し押印すること（電子メールにより提出する場合は押印不要。）。
- 2 入札件名は、工事名又は委託業務名を記入すること。
- 3 電子入札システムでの参加ができない理由は、具体的に記入すること。
- 4 この書類は、電子メール又は持参により香美市に提出すること。

---

上記について、 承諾します ・ 承諾できません

年 月 日

様

香美市長

年 月 日

様

香美市長

入札失格通知書

あなたがした下記入札件名に係る入札について、下記理由により失格としたので通知します。

記

開札日	年 月 日
入札の方法	
入札件名	
失格の理由	香美市建設工事等電子競争入札心得第 11 条第 号該当

備考

- 1 入札の方法は、一般競争入札又は指名競争入札のいずれかを記載すること。
- 2 入札件名は、工事名又は委託業務名を記載すること。
- 3 失格の理由は、電子入札心得第 11 条第 1 号から第 4 号までのいずれか該当するものを記載すること。